

第2節 カリフォルニア州における情報公開制度

1 カリフォルニア州の概要

合衆国太平洋岸に位置するカリフォルニア州は、面積 41.1 万平方キロメートル、人口約 3,400 万人（2000 年現在）を有し、アメリカで人口規模最大の州である。州土は、内陸山地、中央平野、太平洋岸海岸部、南部乾燥地帯に区分され、変化に富んだ地形から構成されている。

カリフォルニア州の歴史は、スペイン人探検家が初めてこの地に到着した 1542 年に遡り、以後スペイン人移住者による開拓が始まった。その後、カリフォルニア州は、メキシコ戦争の結果、メキシコから割譲されることとなり、1850 年に 31 番目の州としてアメリカに編入された。1848 年には、サクラメント東方のコロマにおいて金が発見され、ゴールドラッシュ時代の幕開けとなったのをはじめ、1860 年代には大陸横断鉄道も開通して人口が急増し、カリフォルニア州は急速な発展を遂げることとなった。現在、カリフォルニア州経済は、温暖な気候・肥沃な地味・充実した灌漑設備による農業とシリコンバレーに代表される世界最先端の電子工業及び航空宇宙関連産業を中心とする工業に支えられている。

2 カリフォルニア州の情報公開制度

(1) 情報公開の歴史

カリフォルニア州において、情報公開関連法が初めて制定されたのは、公開会議法に相当するブラウン法（Brown Act）が法制化された 1953 年に遡る。この法律により、まずカウンティや市町村、学区などの州内地方団体の会議へのアクセスが可能となった。その後、1967 年にバグリー＝キーン法（Bagley Keene）が制定され、対象機関が州政府機関にまで拡大された。1973 年にはグランスキ・バートン法（Grunsky-Burton Open Meeting Law）が制定され、立法機関が公開の対象とされたが、この法律は 1984 年に廃止され、現在は政府規則（Government Code）の中で、議会の公開が義務付けられている。

一方、カリフォルニア州の情報公開法は、連邦法である FOIA をモデルとして 1968 年に制定された。情報公開法が制定される以前は、特定の記録毎に定められた法律が乱立し、対象機関が当該記録の開示決定を行う上で疑義が生じた場合、個々の法律に照合する必要があったことから、州議会は、情報公開法が制定される 15 年も前から、政府の秘密事項を最小限に止めるための包括的な法律の制定を検討していたが、情報公開法の制定により、行政機関の公文書への一般のアクセス権が包括的に保証されることとなった。また裁判所も、公文書への一般のアクセス権を一貫して支持してきており、情報公開法はその制定目的どおり、公文書開示に積極的で非常に寛大な解釈が司法によりなされている。情報公開法はその後、不服申立てのプロセスの簡略化などの改正を経て、現在に至っている。

(2) 制度内容

I. 情報公開法（The Public Records Act）

[カリフォルニア州法政府規則第 6250-6276 項]

① 情報公開法概要

カリフォルニア州の情報公開法は、公共機関の所持する情報への公共のアクセス権を最大限保証するために法制化され、州法政府規則第 6250-6276 項に規定されている。情報公開法では、州内のいかなる行政機関も、その職務上、準備又は所持している公文書は、非開示事由として法制化されていない限り、すべて開示されるものとされる。情報公開法では、これら非開示事由の他に、開示対象文書や対象機関などの定義がなされるとともに、情報開示請求に係る申請手続きや開示拒否に対する不服申立て等に関する規定がなされている。

② 語句の定義（州法政府規則第 6252 項）

(7) 対象機関（Agency）

立法機関及び司法機関を除く、すべての州政府機関（State Agency）及び地方団体政府機関（Local Agency）が対象とされる。州政府機関とは、州憲法第 4 条及び第 6 条で規定された機関を除くすべての州政府の事務所(state office)、職員(officer)、部(department)、課(division)、局(bureau)、委員会(board, commission)、及びその他の州政府機関を意味し、地方団体政府機関は、カウンティ、市町村、学校区、政治的下部組織(political subdivision)、市町村組合(municipal corporation)、特別区又はすべての委員会(board, commission)、公社(Agency)、その他の地方公共機関、公的資金のみにより財政運営されている非営利団体及びその職員を意味する。

立法機関は、情報公開法では対象機関とされないが、議会情報公開法(Legislative Open Records Act；州法政府規則第 9070 項)により、対象とされる。また、司法機関は、全体支出に関するステートメントを除き、開示の対象とはされない。(ただし、司法機関の記録への公のアクセス権は、別途、合衆国憲法により認められている。)

(i) 人（Person）

すべての自然人(natural person)、団体組合(corporation)、協力団体(partnership)、有限責任会社(limited liability company)、企業(firm)、協会(association)を意味する。

(j) 公文書（Public Records）

その物理的形式や特性に関わらず、州政府機関又は地方団体機関によって準備、所持、保管されている公共事業実施に関する書類(writing)を意味する。この場合、書類とは、手書き文書、タイプ文書、印刷物、フォトスタット、写真及び書簡、絵画、録音物、表象、すべての書類、地図、磁気テープ、写真用フィルム、新聞、磁気又はパンチカード、ディスク、ドラム又はその他の文書を含む伝達又は描写すべての形態でのその他記録物を意味する。また、コンピューターに保存されている記録は公文書とみなされ、保有するすべての電子フォーマットが開示の対象となるが、ソフトウェアや著作権で保護される情報は、非開示とされる。

③ 情報開示請求の手續（州法政府規則第 6253 項）

すべての対象機関は、当条項の以下の規定に従い、公文書の入手に関する手続きを定めた規則を採用することができることとなっており、そのうち当条項に記載の 38 の機関については、書面におけるガイドラインを定めることになっている。

(ア) 公文書へのアクセス

いかなる者も、対象機関の公文書にアクセスする権限を有し、対象機関の労働時間内であれば何時でも公文書への閲覧が可能であり、そのための事前通知も必要ない。公文書開示請求者は、公文書の開示請求を行うにあたり、必ずしも書面で申請する必要はなく、口頭や電話による請求も可能である。また自身の名前や申請目的を明示する必要もない。ただし、州では、無用なトラブルを避けるため、アクセス時には書面による申請を行うよう奨励するとともに、開示申請記録の特定のため、できる限り具体的な情報提供を申請者に求めている。また州では、2001年9月に情報公開法を改正し(Assembly Bill 1014)、情報開示申請時に申請者の要求する記録を効率的に特定するため、対象機関が情報提供を行ったり、当該記録の情報管理技術や保管場所などに関する説明を行うなどの支援を行い、対象機関と申請者の間でできる限り、意思の疎通を図るよう努めている。

(イ) 開示請求に対する回答

対象機関は、公文書閲覧のための開示請求があった場合には、当該アクセスを認めるかどうかの決定を直ちに行わなければならない。またいかなる者も、同時に公文書のコピーを入手する権限を有し、公文書のコピーが要求されれば、対象機関は10日以内に当該コピーを提供しなければならない。しかし、コピーの申請がなされた場合、当該公文書が離れた場所に存在し、その回収に時間を要する場合や、請求文書がおびただしい分量である場合、また、当該記録が非開示事項に相当するか否かについて判断するため、他の機関と協議する必要性が認められる場合には、対象機関に更に14日間の猶予期間が認められる。

(ウ) 非開示決定通知

対象機関が開示請求記録の一部でも非開示とする判断を下した場合には、対象機関は、その決定を下した責任者の名前、肩書きを明らかにし、非開示の理由と併せ、書面にて申請者に通知しなければならないことになっている。

④ 公文書の閲覧、コピーに要する費用

対象機関が、公文書のコピーに関して、申請者に請求することができる費用は、議会で定められている法定経費と複写に係る実費分のみであり、後者は、通常1ページあたり6セントから25セントまでの料金が請求される。対象機関は、開示請求された公文書の調査、内容確認、とりまとめ、コピーに対する行為への請求はできないことになっている。また、公文書の閲覧にかかる経費についても、対象機関は、請求することができないことになっている。

⑤ 適用除外事項（州法政府規則第6253及び6254項）

情報公開法では、対象機関は、原則としてすべての公文書を開示することとされているが、一方で、非開示とすることによる公共の利益が開示することによりもたらされる公共の利益を凌ぐ場合には非開示とすることができ、以下のような適用除外事由が定められている。しかしながら、最大限の公共のアクセス権を保証する意味において、適用除外事項は、狭義に解釈され、また、適用除外事項は、これらに該当する記録が公文書とみなされないことを意味する規定ではなく、あくまでも対象機関の裁量で、これらの

公文書の公開を差し控えることができると定めているに過ぎない。また、開示申請文書の一部に適用除外事項が含まれる場合には、対象機関は、当該部分のみを非開示とすることができ、その他の情報は開示しなければならない。

(f) 弁護士・顧客間の協議関連文書

弁護士とその顧客との間の協議内容にかかる情報は、たとえ対象機関が顧客であっても非開示とされる。しかし、対象機関は、その秘密性を放棄することができる。

(i) 審議過程文書

対象機関の意思決定過程を明らかにすることにより、当該審議過程に悪影響を及ぼすアポイントメントカレンダーや各種申請書、電話記録などの情報は非開示とされる。ただし、明確に非開示とすることが開示する場合の公共の利益に勝る場合に限られる。

(g) 草案文書

通常の公共事業実施の過程で保持されているものでない準備記録や原稿、メモが該当するが、非開示とすることによる公共の利益が開示する場合の公共の利益に明らかに勝る場合に限定される。

(e) 訴訟関連文書

対象機関が訴訟当事者であり、当該訴訟が最終的に解決されるまでの間に限り、その訴訟関連文書は非開示とすることができる。ただし、訴訟に関連し、対象機関又はその弁護士により作成された文書やその両者の間で同じく作成された文書は開示の対象文書とされる。

(d) 個人・医療関連情報

個人情報、医療情報、またその類似情報は、開示することによって個人のプライバシーを不当に侵害すると認められる場合には、非開示とすることができる。しかし、この規定は、すべての個人情報に対し、広汎に適用されるものではなく、個人生活における私事に関してのみ適用される。

カリフォルニア州では、州憲法第 1 条第 1 項に明記されている個人プライバシーの権利を保護するため、個人情報の保持や散布に厳格な制限を加える情報慣例法 (Information Practices Act; Civil Code Section 1798) が別途規定されている。しかしながら、同法第 1787-75 条において、当該条項は、情報公開法の下部法であり、情報公開法に取って代わる法律ではない旨、規定されており、公文書開示に関する個人情報の取り扱いについては、あくまでも情報公開法が適用されることとなる。

(h) 警察関連情報

警察の法施行情報は非開示とされる。しかし、個人の名前や逮捕情報、礼状、保釈、罪状などの情報が記載される逮捕記録簿は公文書とみなされる。性犯罪や幼児虐待、結婚詐欺、市民権の侵害などに係る被害者情報やその他警察記録は非開示とされる。

(k) 自宅住所

自動車保有者、有権者、公営住宅入居者、公務員、犯罪の犠牲者などの自宅住所は非開示とされる。

(l) その他

試験情報、他の法律で非開示と規定される情報、図書館の館外貸出資料、労働交渉の手引書、居住地情報、資金取り立て代行業免許の取得志願者情報、選挙情報、国民発案や住民投票・リコールに関する請願情報、土地取引を行う対象機関への土地鑑定書、所得税情報、養子縁組を示す家族情報は非開示とされる。

⑥ 不服申立て制度（州法政府規則第 6258 及び 6259 項）

(f) 不服申立て手続

対象機関の非開示の決定に不服のある者は、当該公文書を閲覧し、またそのコピーを入手できる権利を行使し、裁判所による非開示決定の差止め命令や宣言的救済措置を求めて、管轄権を有するカウンティ裁判所において、不服申立ての裁判を提起することができる。ひとたび裁判が提起されれば、判決を下すために必要となる訴答やヒアリングの時期が裁判所判事によって、可能な限り早期に設定される。

裁判所は、当該文書を非公開とした対象機関の判断が情報公開法第 6254 及び 6255 項に照らし合わせ、違法であると判断した場合には、当該対象機関職員に当該記録を公文書として開示するよう命令し、また非開示が正当であると判断する場合には、当該文書の非開示を支持し、その内容を公開することなく当該記録を対象機関に返還する。

しかしながら、1991 年 1 月 1 日以降に提起され、第一審裁判所により出された判決やその命令は、その内容のいかんにかかわらず、カリフォルニア市民手続規則により最終的な判断と位置付けられるものではない。第一審判決が上訴裁判所による再審理のために適切であり、上訴裁判所で再審を希望する者は、上訴審確認通知書が届いてから 20 日以内（通知が郵送された場合には更に 5 日プラスされる）に審理請求を起さなければならない。第一審裁判所がやむを得ないと認める理由のある場合には、更に 20 日を上限に延長することが可能である。第一審判決を支持する場合でも、裁判所にその旨通知しなければならないこととなっている。

(i) 裁判にかかる経費負担

裁判において、非開示の不服申立てを行った原告側が勝訴した場合には、裁判所は、裁判の必要経費や弁護士料を原告に返還し、その必要経費は対象機関が負担しなければならない。また、裁判所が、原告の主張は道理にかなっていないと明確に見なす場合には、それらの必要経費は対象機関に与えられることになる。

⑦ 法律違反によるペナルティー

情報公開法違反によるペナルティーについて、情報公開法自体の中では、いかなる規定もなされておらず、他の州法である州法教育規則第 67380 項において、「州から運営資金を受領する大学機関が、大学の所有財産に関して発生した明らかな犯罪に関する情報を非開示とした場合、当該大学機関に対し、1,000 ドルの罰金を課すことができる」との規定がなされているのみである。

⑧ 公文書の管理

情報公開法においては、公文書の管理に関する規定はなされていないが、カリフォルニア州法市民規則(Civil Code)において、別途規定がなされている。この公文書管理規定は州の対象機関と地方団体の対象機関によって、それぞれ以下のとおり規定がなされて

いる。

(7) 州政府機関（カリフォルニア州法市民規則第 14740-14769 条）

州行政機関の公文書は、州公文書管理法(State Records Management Act)により、州公文書管理者（Department of General Services の長）が州公文書の作成、利用、保有、保管、廃棄について定めた文書管理計画(record management program)を策定、監督することとされている。各対象機関は、この文書管理計画に従い、公文書の経済的かつ効率的な管理及び情報収集の実践に関する計画を策定し、継続的に維持していく必要がある。この計画では、対象機関の保持する情報が、個人や企業その他から提供依頼がなされた場合、必要最低限の労力により提供されるよう規定されていなければならない。

また、州文書管理者が、当該文書をすでに行政、法的、財政価値がないとみなす場合や州の公文書館を管理する州書記官がもはや公文書館で保管する必要性がないと判断した場合を除き、対象機関は、いかなる公文書も処分または廃棄してはならないとされている。よって、州行政機関の文書は、保存年限に達すると公文書館に送付の上、廃棄処分されることとなる。州の公文書館は、サクラメント市の北東に位置する Tahoe という街に置かれている。

マイクロフィルムや電子データ、写真の複製はアメリカ国家基準協会(American National Standards Institute)、情報画像管理協会(Information and Image Management Association)の定める最低限の基準やガイドラインに従って実施されなければならない。

(4) 地方団体機関（カリフォルニア州法市民規則第 12220-12236 条）

地方団体が所有する公文書は、州書記官(The Secretary of State)が策定し、州の公文書館によって監督される地方団体文書計画に従って保存される。この計画には、地方団体の文書保存に関するガイドラインの提供や文書保管に関する地方団体への支援が規定されている。このガイドラインには、地方団体の文書保存に関する恒久的な基準が定められ、州書記官によって発行、更新、維持がなされている。ガイドラインの策定にあたっては、州書記官は、地方団体を代表し、専門組織と協議するものとされている。

II. 公開会議法

カリフォルニア州には、公開会議関連法として、対象機関ごとに以下の 3 種類の州法が存在する。それらは、州の地方団体の行政機関を対象とした Ralph M. Brown Act (以下、ブラウン法という)、州政府機関を対象とした Bagley-Keene Open Meeting Act (以下、バグリー=キーン法という)、州議会を対象とした Open Meeting Provisions (以下、公開会議規定という)に分けられる。とりわけ当章では、州行政機関及び州地方行政機関をそれぞれ対象とするブラウン法及びバグリー=キーン法の具体的制度内容を中心に説明することとする。

● **Ralph M. Brown Act** [カリフォルニア州政府規則第 54950-54962 章]

● **Bagley-Keene Open Meeting Act** [カリフォルニア州政府規則第 11120-11132 項]

● **Open Meeting Provisions** [カリフォルニア州政府規則第 9027-9032]

① 公開会議法概要

カリフォルニア州の公開会議法は、対象機関によって適用される法律が異なることは前

述の通りであるが、各法律とも以下に述べる法律の適用範囲、対象機関、対象会議、適用除外事由、非公開に対する異議申立て等に関する規定がなされている。

② 語句の定義

(ア) 対象者

バグリー＝キーン法、ブラウン法及び公開会議規則で明確に規定されている適用除外事由を除き、すべての者が、州及び地方団体の立法機関及び行政機関の実施するいかなる会議への出席を認められる。事前登録や質問事項への回答、出席者リストへの署名やその他の情報提供などが出席許可のための条件とされることがあってはならない。

(イ) 対象機関

a) バグリー＝キーン法

バグリー＝キーン法は、州の行政機関に適用され、①公式な会議やすべての委員会を開催するため、法律に基づいて創設されたすべての州行政機関の委員会又は同様の州政府複合機関、②州行政機関より委任された権限を行使するすべての委員会及び同様の複合機関、③州行政機関のメンバーが州行政機関の代表として公的な立場で仕え、州行政機関から全額又は一部の財政的支援を受領しているすべての委員会及び同様の複合機関（複合機関の場合、組織運営が州行政機関、民間機関どちらで行われているのかは問われない）、④公的に設立され、3人以上の委員から構成されるいかなる諮問委員会及び同様の複合諮問委員会がそれぞれ対象とされる。

b) ブラウン法

ブラウン法は、カウンティ、市町村、学校区、市町村組合、特別区、政治的下部組織を含む地方団体及び管理委員会などの行政執行機関や市議会などの立法機関などを含む統治機関、恒久的、短期的のいかなるを問わず、地方団体によって設立されたすべての委員会、タスクフォース、諮問機関など（以下、委員会等という）に適用される。その他、委員の数に関わらず地方団体の常任委員会は対象に含まれるとともに、地方団体によって創設されるか、あるいは地方団体委員会の委員をメンバーに含み、地方団体から公金を受領している非営利団体がその対象に含まれる。ただし、委員会の定足数に満たない委員から構成される特別委員会や諮問委員会（常任委員会は除く）、その他の非営利団体には適用されない。

c) 公開会議規定

議会両院及び委員会のすべての会議は、別途、非公開とする旨規定されているものを除いては公に公開するものとされる。

なお、司法機関は、上記のいかなる州法にも適用されず、公開会議法の対象とはならない。



カリフォルニア州議事堂

(ウ) 対象会議

バグリー＝キーン法及びブラウン法で対象とされる会議とは、同時に同じ場所で対象機関の過半数以上のメンバーが、当該対象機関の管轄地域での案件について、ヒアリングや議論、審議などを行う会合すべてを意味する。また、対象会議となる要件として、票決や議決を行う会議であることやメンバーが面と向かい合って集う会議である必要性は含まれない。意思決定の前に事実関係を明確にするために開催される会議やオーディオやビデオなどを使った電子会議もブラウン法の対象会議とされる。また、対象機関の定足数に足るメンバー間で、会議、E-mail、電話などを通じ、定足数に満たないメンバーで、それぞれ個別的、連鎖的に議論や意思決定を行い、非公開とすることは禁止されている。

④ 事前通知

(ア) 定例会議

対象機関が定期的で開催する常任委員会や諮問委員会などを意味する。

a) バグリー＝キーン法

州政府機関は、書面における開催通知を要求する者に対し、少なくとも 10 日前までに通知するものとし、併せてインターネットで告知しなければならない。会議の通知には、議事予定が含まれていなければならない、協議や処理される内容が記載されていなければならない。

b) ブラウン法

対象機関は、会議の少なくとも 72 時間前には、一般市民が自由に出入可能な場所に会議で処理又は協議される内容（会議で非公開にて議論される項目も含む）を簡潔に示す議事予定を掲示しなければならないと同時に、要求のあった者に対し、議事予定を郵送しなければならない。また、対象機関は、書面での開催通知を要求するすべての者に、少なくとも 1 週間前までに通知書を郵送しなければならない。

(イ) 特別会議、緊急会議

両会議とも、対象機関の議長により召集される会議で、特別会議とは、係争中又は提

起された訴訟、不動産の購入・売却・交換・賃借などについて協議する会議を意味し、緊急会議とはストライキなどによる作業停止や人々の健康や安全を脅かす災害などについて協議する会議を意味する。

a) バグリー＝キーン法

州政府機関は、特別会議の開催通知を州政府機関のメンバー及び通知を望むすべての機関に伝えるとともに、新聞、ラジオ、テレビ、インターネットの媒体を通じ、会議の少なくとも 48 時間前に一般に周知しなければならない。緊急会議の際には、新聞社、ラジオ局、テレビ局に会議の 1 時間前までに州政府機関の議長により通知がなされなければならないとともに、インターネットにより開催を通知しなければならない。電話が不通の際には事前通知の義務は免除され、会議の後できるだけ早急に上記マスメディアに通知するものとする。

b) ブラウン法

特別会議は、少なくとも会議の 24 時間前に地方団体各機関メンバーに通知されなければならないと同時に、書面での開催通知を要請した地方新聞、ラジオ局、テレビ局の各メディアにその開催が通知されなければならない。それと同時に対象機関は、書面での開催通知を要求するすべての者に、少なくとも 1 週間前までに通知書を郵送しなければならない。

また、緊急会議の際には、通知を要請した地方新聞社、ラジオ局、テレビ局の各メディアに会議の 1 時間前までに地方団体機関の議長又は指名された者から通知をしなければならない。電話が不通の際には事前通知の義務は免除され、会議の後できるだけ早急に会議の開催及び議決内容について上記メディアに通知するものとする。

(c) 非公開会議

後述する公開会議法の非開示事由に相当し、非公開で開催される会議を意味する。バグリー＝キーン法においてもブラウン法においても、対象機関は、非公開会議で議論される項目についての短い説明をアジェンダに記載し、州政府機関は、10 日前までにインターネットに掲載し、地方団体機関は、72 時間前に一般市民が自由にアクセスできる場所に掲示しなければならないこととされている。

⑤ 住民の会議での発言権

バグリー＝キーン法、ブラウン法ともに、対象機関が、住民の会議への参加に関して、いかなる制限や条件を課すことを禁じているが、参加者の発言権に関しては、以下の通り定めている。

(f) 対象機関は、それぞれの議題を協議又は検討する際、あるいはその前に、住民が直接、協議項目に関し、対象機関に発言できる機会を設けなければならない。また、協議項目についての議決がなされる特別会議の場合には、通知の際に、当該議決の前に議決項目について、住民が対象機関に発言する機会を与えなければならない。

(g) 対象機関は、上記(1)の目的を遂行するため、各項目、あるいは各発言者の公共の証言に割り当てられる全体時間を制限するなどの規則を設けることができる。

(h) 対象機関は、対象機関の政策や計画、各種サービス、決議や職務怠慢などの公共の批

判を禁止してはいけない。

⑥ 議事録

州政府機関及び地方団体機関の開催する公開会議の議事録は、情報公開法において、公開されるべき公文書と位置付けられ、請求に応じ、遅滞なく公開しなければならないこととされている。

また、会議中に、議論されている内容に関する文書が出席者の全員又は大半のメンバーに配布された場合、当該文書は開示対象文書となり、同じく請求に応じ、遅滞無く公開されなければならないことになっている。

⑦ 適用除外事由

バグリー＝キーン法、ブラウン法ともに州行政機関及び地方行政機関の実施するすべての会議は公開するとされているが、議論する内容に応じて非公開とすることができる適用除外事由をそれぞれ規定している。

a) バグリー＝キーン法

州行政機関が、以下の内容の会議を開催する場合には、当該会議はバグリー＝キーン法の適用除外事由と見なされる。

- A. 個人情報に関する会議（役員を除く対象機関職員の任命、雇用、業務評価、解雇や職員に対する苦情や問責に関する会議がこれに相当し、対象機関からの開催通知に対し、当該職員が会議の公開要求を行わない場合）
- B. 特定事業や職業に従事するための許認可又は免許取得希望者のデータに関する会議
- C. 民間会社や個人の財政情報、商業機密、所有データに関する会議
- D. 名誉学位、贈答品、寄付金、遺産などの授与に関連する会議（贈呈者が書面にて非公開を要求する場合）
- E. 在監囚人の収監期間や仮釈放、釈放などを決定するための会議
- F. 不動産取引のための交渉に関連する会議
- G. 納税申告書に関する会議
- H. 労使交渉に関する会議
- I. 係争中の裁判に関する会議
- J. 火山や地震の予知に関する会議

b) ブラウン法

対象機関が、以下の内容の会議を開催する場合には、当該会議はブラウン法の適用除外事由と見なされる。これらの適用除外事由は裁判所によって狭義に解釈される。また、対象機関は、いかなる非公開会議を開催する際にも、事前の公開会議の場で、非開示にて協議する正当な理由を明らかにしなくてはならないこととなっている。

- A. 個人情報に関する会議（対象機関職員の任命、雇用、業務評価、解雇や職員に対する苦情や問責に関する会議などが相当し、当該職員が、対象機関からの通知に対し、公開要求を行わない場合に非公開とされる）
- B. 労働交渉に関する会議（学区と公立学校の労働者との間の労働交渉や労働者の給料又は他の報酬に関する労働組合との交渉に関わる会議）

- C.犯罪歴のある者への免許証の交付や更新を決定する会議
- D.不動産取引のための交渉に関連する会議
- E.係争中の裁判に係る弁護士との協議に関する会議
- F.公共の建物の安全性や公共サービスや公共施設へのアクセス権の侵害に関連する会議
- G.管轄権を有する多数の薬剤法施行機関により、継続中の犯罪捜査の事件情報について議論される会議
- H.保険の共同出資が目的で創設された共同権力機関が、私犯責任損失金や公共責任損失金、労働者への賠償金の支払い要求に関して議論する会議

⑧ 非公開会議に対する異議申立て

(ア) 異議申立てを行う機関

a) 行政

ブラウン法では、対象機関の犯した公開会議法違反行為に異議申し立てを行う際、不服申立者は、裁判を提起する前に、当該違反行為や申し立てを行う違反の種類を明記し、不適切な議事予定により違反が提起された場合は 30 日以内に、非公開会議で違反が発生した場合には、90 日以内に、当該行為が不法であり矯正を求める旨、書面にて対象機関に要求しなければならないことになっている。対象機関は、矯正要求を受領してから 30 日以内に要求者に対し、書面にて決定を知らせなければならない。また要求者は、対象機関から矯正拒否の書面を受け取った場合又は対象機関より 30 日以内に返答がなかった場合には、15 日以内に高等裁判所にて無効を求めて裁判を提起することができる。このようにブラウン法では、行政決定に不服がある場合、まず当該対象機関に書面で公開を求めなければならないことになっている。一方、バグリー＝キーン法は、不服申立者に州行政機関に対する書面の提出を義務付けてはおらず、違反行為を改めるよう州機関と協議するよう促しているに過ぎない。

b) 州司法局

バグリー＝キーン法及びブラウン法のいずれにも、州政府司法局の判断を要求するための手続きに関する言及はなされていないが、対象機関の決定に不服のある者は、州法の解釈に関する州政府（州司法局）の意見を求めることができる。

c) 裁判所

裁判所は、対象機関に対し、公開会議法の非開示事由に相当しない会議の公開を命ずる裁量権を所持しており、バグリー＝キーン法及びブラウン法では、いかなる当事者も、対象機関の公開会議法違反や違反行為が予想される場合、①それら違反行為を防ぐ、②違反公開に対する公開会議法の適応性を明確にする、③対象機関メンバーの表現を罰したり、思いとどまらせるような対象機関の規定や方針が州法及び連邦法に抵触しないかを明確にする、④対象機関に非公開会議のテープを取らせるなどの目的で、訴訟を提起することができる旨規定されている。また、バグリー＝キーン法及びブラウン法では、同時にいかなる当事者も、対象機関が公開会議法に違反して既に行った行為は無効であるとする裁判所の決定を得る目的で、裁判を提起することができる規定されており、バグリー＝キーン法では、裁判を提起する者は、違法行為のあった日から 90 日以内に

行わなければならない旨、規定されている。ブラウン法では、上記 a)の説明のとおり、裁判を提起する前に、対象機関に対し、書面にて行為の矯正要求を行わなければならないとされている。

(イ) 第一審判決の上訴

情報公開法と異なり、公開会議法では、一審判決の上訴に関する手続きに関する言及はなされておらず、上訴審は、カリフォルニア民事訴訟及び上訴手続規則に基づき、行われる。上訴を希望する当事者は、上訴審への登録通知書が裁判所職員から郵送された日から60日以内に第一審裁判所で上訴の申請書を提出しなければならないことになっている。

(ウ) 裁判に係る費用

対象機関の公開会議法違反が裁判所で認められた場合には、弁護士費用を含む裁判費用が、裁判所から与えられ、その費用は対象機関が支弁しなければならないことになっている。逆に対象機関側が勝訴した場合には、裁判費用が裁判所から対象機関に与えられることとなる。



カリフォルニア州司法局

⑨ 法律違反によるペナルティ

バグリー＝キーン法、ブラウン法ともに、対象機関の職員が、当該会議が公開されるべき会議であると認識しながら非公開とし、住民の知りうる情報を故意に奪った場合には、その会議に出席した職員は、軽犯罪の罪に問われることとなる。

3 カリフォルニア州サンフランシスコ市での運用方法

ここでは、カリフォルニア州サンフランシスコ市における情報公開制度の具体的な実施事例を紹介する。

(1) サンフランシスコ市の概要

北カリフォルニア州の中心であるサンフランシスコ市の人口は約78万人。町の規模は

小さいが、人々のエネルギーが感じられる。狭い土地に歴史と様々な民族、文化が凝縮されている。同市はゴールデンゲートブリッジやベイブリッジ、急な坂道を登るケーブルカー、高層ビルが立ち並ぶオフィス街の輝く夜景などで有名であり、西海岸で最も絵になる町とも言われている。

(2) サンフランシスコ市における情報公開

カリフォルニア州では、1953年にカウンティや市町村、学区などに適用される公開会議法（Brown Act）、1968年に情報公開法（Public Records Act）を制定した。これらの法律はサンフランシスコ市にも適用されるが、同市では1993年8月に独自の情報公開条例（Sunshine Ordinance：以下「市条例」）を制定した。

市条例には情報公開規則及び会議公開規則が含まれるが、州の法律よりも厳格な規則であることが大きな特徴とされる。例えば、①請求者に「即時開示要求」（“Immediate Disclosure Request”）が認められる場合があること、②会議内容を録音したテープ（audiotapes）も公文書として永久に保存されること、③市長等の予定表も公文書とみなされること、④1998年に、市から年に25万ドル以上の資金援助を受ける非営利団体に適用される非営利団体情報公開規則を制定していること等である。

市条例は1999年11月に修正されたが、その主な内容は以下のとおりである。

- ①SOTFの法律アドバイザーとして、専任の弁護士を置く。
- ②SOTFに対し、連邦地区裁判所裁判官や州司法長官、市町村に市条例の実施に関する照会を行う権限を認める。
- ③SOTFに情報公開関連事務を専門に行う常勤の職員を置く。
- ④公文書へのアクセスを制限する法律に関連して、市が公金を使って州議会にロビー活動を行うことを禁止する。
- ⑤市顧問弁護士は、訴訟提起された情報公開請求、開示請求された公文書、訴訟により市が開示請求に従ったかどうかの結果について、少なくとも年に一回SOTFに報告しなければならない。
- ⑥市の部課長（City Administrator）は、市のウェブサイト上で公文書の一覧を作成・管理し、SOTFに6ヶ月ごとに報告しなければならない。
- ⑦市の各部や課はウェブサイト管理し、過去3年間に開催された全ての会議の告知文、議題、議事録を掲示しなければならない。
- ⑧倫理委員会（Ethics Commission）により故意に市条例に従わなかったと判断された職員の行為は、違法とみなされる。
- ⑨各部課長等は、毎年情報公開に関する研修に参加し、それを修了したという宣言書を倫理委員会に提出しなければならない。同研修は、市顧問弁護士事務所の主催で、SOTFが協力して行われる。
- ⑩SOTFの委員数を13名から11名とする。11名のメンバーのうち1名は少数民族が経営する新聞社の記者とし、身体障害者1名も含むものとする。
- ⑪裁判所は、勝訴側の合理的な弁護士費用を敗訴側が負担するよう命じる権限を有する。回答内容に対する苦情を提出してから40日以内に市または州が何の手続きも取らない

場合、請求者は倫理委員会に不服申立てをすることができる。

SOTF は、市の特別委員会 (task force) で、その委員 11 名は市民活動家の代表者である。その内訳は、弁護士 (1 名) や地方新聞社の記者 (1 名)、女性有権者の会 (League of Women Voters) から指名された者 (1 名)、出版業界または電子メディア業界から指名された者 (1 名)、地方自治体へのアクセスまたは参加に関して興味または経験のある一般市民 (4 名)、消費者保護の会のメンバー (2 名)、少数民族によって経営されている新聞社の記者 (1 名) となっている。

SOTF は、年に 2 回の定例会を開催し、市条例に関する様々な内容を討議している。また SOTF では、情報公開請求やそれに対する苦情に関して、1 年間に 300 件以上の電話照会を受けているということである。

SOTF の主な活動は、以下のとおりである。

- ①市会議員に市条例の修正案を提出する。
- ②市条例の運用面での実際的な問題を、少なくとも年一回市会議員に報告する。
- ③公文書管理者 (Supervisor of Public Records) の年次報告書の内容を検討し、必要と思われる場合には追加報告書または追加情報を要求する。
- ④ある職員が市条例の規定に違反したと SOTF が判断した場合には、いつでも強制力をもって市町村に対して照会を行う。
- ⑤市条例の遵守状況の評価に関する報告書を、適宜発行する。



サンフランシスコ市庁舎

4 カリフォルニア州情報公開制度の今後の課題

カリフォルニア州は、フロリダ州などとともに、アメリカ各州の中でも情報公開制度が古くから発展し、米国の情報公開制度をリードする先進州であると言っても過言ではない。しかしながら、その反面、公共機関のより一層の透明性確保のため、以下のような今後見直すべき課題を抱えているのも事実である。

①現行では、情報開示申請者が公共機関の非開示決定に不服のある場合、開示請求者や公

共機関に専門的な意見を提供したり、両者を仲裁する機関が存在しないため、開示請求者の取り得る選択肢が、a)開示請求を断念する、b)訴訟を提起する、の2つに限定されている。メディアの力を借りて開示要求を行う間接的な方法もないわけではないが、裁判を提起する以前に、両者の争いを仲裁、解決するプロセスを構築することが急務となっている。

②対象機関の任意の判断に基づく不当な非開示決定を排除するために、カリフォルニア州憲法（改正には上下両院において 2/3 以上の賛成が必要）に住民の知る権利を明記し、対象機関に住民に保証された基本的権利を認識させる必要がある。

③対象機関が非開示決定を行う場合の合理的な理由の提示を更に徹底する必要があり、意識改革を促す職員の教育が必要となる。

これらの課題をいかに克服していくかが、カリフォルニア州の情報公開制度の更なる充実に成し遂げる意味での今後の鍵になるとされている。